

地震に伴う農薬容器破損への対応について

令和8年7月31日
熊本県農業技術課
農業革新支援センター

令和8年熊本地震により、農薬庫に保管している農薬容器が落下・破損し、農薬が流出・散乱等した場合には、下記のとおり農薬の流出防止対策を講じてください。

記

1. 流出防止対策の実施

農薬容器の破損を確認した場合、直ちに以下に示す農薬流出防止対策等を行う。

2. 液剤及び粉剤の流出・散乱

以下の方法で薬剤を回収する。

- (1) 液剤と粉剤の混合割合にもよるが、液剤の割合が多い場合には砂等をかけ、薬剤を砂等と十分に混ぜて、すくい取りやすい状態にする。
- (2) 粉剤の割合が多い場合は、そのまますくい取る。

3. くん蒸剤の漏出

くん蒸剤が漏出した場合には、まずに適切な距離を漏えい区域として隔離し、関係者以外の立ち入りを禁止する。作業者は防護具（全面型防毒マスク）を必ず着用し、眼・皮膚への接触や吸入を避ける。また、以下の点に留意して適切な処置を行う。

- (1) 少量漏出の場合、液を布で拭き取り、布を適当な容器に移して密封する。
- (2) 大量流出の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
- (3) 下水溝、地下室などの閉鎖場所への流入を防ぐ。
- (4) 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

4. 農薬及び容器の適正処理

(1) 農薬

すくい取った薬剤は、専門の産業廃棄物処理業者に汚泥として処理を委託する。その際、破損・漏えいした農薬の種類・量について委託した産業廃棄物処理業者に情報提供を行う。

(2) 容器

破損した容器については、回収後、専門の産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

5. その他

なお、河川等外部への漏出や流出等、人的被害や環境汚染の可能性がある場合は、速やかに市町村役場、消防署等へ連絡する。